

平成 29 年 3 月 17 日
農 林 水 産 省レバノンによる日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うレバノンの日本産食品の輸入規制について、今般、レバノン政府より以下のとおり規制の緩和の連絡がありましたので、お知らせいたします。

○レバノンによる日本産食品の輸入規制の緩和の概要

(緩和前)

地 域	品 目	内 容
4 7 都道府県	出荷制限品目（注）	輸入停止
	出荷制限品目以外の食品、飼料	放射性物質検査報告書の添付

注：原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限品目

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

(緩和後)

地 域	品 目	内 容
4 7 都道府県	全ての食品、飼料	放射性物質検査報告書の添付

また、上記規制緩和を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_170317.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 29 年 3 月 17 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：羽鳥、杉山
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475